



## 新計画策定会議（第15回）に おいていただいたご質問について

平成17年1月13日

番号	委員からのご質問	回答
1	新計画策定会議(第14回) 参考資料2、番号5の回答 にある「安全が許容できるレベル」とは、具体的にどういうことですか。また、「有効性を確保するべく」「安全規制の見直しを行なっていく考え方」とあるが、これは「有効性が確保できれば安全規制の緩和を行なう」という考え方とは違うと解してよろしいか。	<p>「安全が許容できるレベル」とは、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、総合的に定められた具体的審査基準及び審査基準への適合に係る判断において、「災害の防止上支障がないものであること」とされることであると理解しております。</p> <p>また、この観点から行う安全規制は、「有効性と効率性を最大限にさせる」ように最新の科学的知見を適切に反映させることとしており、その結果として、安全確保を大前提に、規制の強化と緩和のいずれの方向も可能性としてはありうるものと理解しております。</p>
2	原子力の安全規制コストの原資は電源開発促進税ですが、同税が電気料金の原価に算入され「電気料金によって回収される」にせよ、明らかに税金であり、電力会社の収入ではありません。説明はまったくの欺瞞です。	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも共有できていない部分があるかもしれません、国に対して「税金(電源開発促進税)」の形で負担しても、それ以外の形で電気料金収入から負担しても、実質的には、当該負担に必要となる金額を電気料金から回収することとなります。したがって、現在の方式でも当初ご指摘のあった「電気料金から負担」をしていることと同様であると理解しています。</p> <p>なお、電源開発促進税は、消費税のような形で電気料金徴収と同時に税を明示して徴収しているものではなく、電気料金の収入から電力会社が負担する形式となっていることを念のためご説明させていただきます。</p>

1, 2については原子力安全・保安院からの回答

番号	委員からのご質問	回答
3	<p>原子力安全・保安院の独立問題に関して、「推進機関と規制機関の効果的な分離」は「形式的な独立を求めるもの」でないなら、何をもって「効果的な分離」とするのか、独立しない理由はなにか、原子力安全条約第2回締約国検討会合では、どのような説明を行ない、どのような理由で引用のように評価されたのか。議事録と評価の全文を明らかにして説明してください。</p>	<p>「効果的な分離」については、原子力安全条約において定義はありませんが、国際原子力機関(IAEA)が定めた原子力施設の安全に関する基本原則において、以下のような規定がなされており、原子力安全・保安院としては、これが「効果的な分離」についての我が国を含めた世界的な共通認識となっていると理解しております。</p> <p>IAEA安全シリーズNo.110「安全基本原則 原子力施設の安全」( 1 )</p> <p>"An important condition for the proper functioning of the regulatory body in discharging its responsibilities is its effective independence from organizations or bodies that promote nuclear activities. This is necessary so that its judgments may be made, and enforcement actions taken, without undue pressure from interests that may compete with safety."</p> <p>No.75-INSAG-3(Rev.1)「原子力発電プラントの基本安全原則」( 2 )</p> <p>"The separation between the responsibilities of the regulatory organization and those of other parties is clear, so that the regulators retain their independence as a safety authority and are protected from undue pressure."</p> <p>このような理解の下、原子力安全条約第2回締約国検討会合においては、我が国から規制機関の再編について説明を行いました。具体的には、安全規制をつかさどる組織として原子力安全・保安院が「特別の機関( =資源エネルギー庁から独立して政策判断を行う機関)」の形で設置され、これにより、安全規制についての責任がより一層明らかとなり、効果的分離が実質的にも法令的にもより明確に確保されたことを説明しました。また、各国から事前に質問のあった、規制当局と原子力委員会及び原子力安全委員会の関係等についても説明を行い、参加国の理解を得ました。</p> <p>その結果として、検討会合概要報告において「(幾つかの締約国は)条約の要求事項により一層適合する規制機関を再構築した」との記載がなされています。</p> <p>なお、具体的な説明内容については、<a href="http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001964/">http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0001964/</a>及び<a href="http://www.nisa.meti.go.jp/text/kokusai/140627.htm">http://www.nisa.meti.go.jp/text/kokusai/140627.htm</a>に公開されている「第2回国日本国別報告書」、「各国からの事前質問と回答」をご覧下さい。また、「原子力の安全に関する条約」第27条第3項において、各会合において締約国が報告の検討を行っている間の議論の内容は、秘密とされているため、議論の内容を紹介することはできませんが、本検討会合の概要は<a href="http://www.iaea.org/ns/nusafe/publish/papers/conv_2002.pdf">http://www.iaea.org/ns/nusafe/publish/papers/conv_2002.pdf</a>において公開されております。</p> <p>最後に、原子力安全・保安院としては、経済産業大臣による直接の指示を仰ぎつつ、資源エネルギー庁から独立した政策判断を行っていること、及び、平成15年10月に強化された内容も含め、当院をはじめとする規制官庁による規制活動を内閣府に置かれた原子力安全委員会が確認するダブルチェック体制が構築されていることから、「効果的な分離」が担保されているものと考えております。このダブルチェック体制の下で原子力安全規制を確実に運営するとともに、その状況を地元の皆様を始め国民各位に十分に説明し、その御意見をいただきながら、ご理解を深めてまいります。</p> <p>( 1 )国際原子力機関(IAEA)の憲章に「加盟国の協力を得て、安全の基準を作成すること」がその任務の一つとして定められています。IAEA安全シリーズNo.110「安全基本原則 原子力施設の安全」は、IAEAが策定する原子力施設の安全基準の最も上位に位置するものとして、加盟国の幅広いコンセンサスを得て定められ、IAEA理事会の承認を得て発行されたものです。</p> <p>( 2 )INSAG(International Safety Advisory Group)は、原子力の安全に関する重要事項についてIAEA事務局長に助言を行うことをその主な任務とする、事務局長の私的諮問機関であり、INSAGの責任において文書を発行している。</p>

3については原子力安全・保安院からの回答

策定会議(第15回)においてご質問をいただいた定期安全レビューの頻度について

主要国の定期安全レビュー(PSR)の実施状況について

平成17年1月13日  
(独)原子力安全基盤機構  
規格基準部/解析評価部

国名	法的位置づけ	実施項目	頻度
日本	・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 15条の2「原子炉施設の定期的な評価」 16条「保安規定」(第1項15号)	保安活動実施状況の評価 保安活動に対する最新の技術的知見の反映状況の評価 確率論的安全評価(PSA)の実施(任意)	10年毎 (注)運転開始後30年を越えるものに対しては、経年変化に対する技術評価を行い、次の10年間の保全計画の策定を同規則の中で別途求めている。
米国	(PSR制度なし)		(注)NRCは、米国における原子力発電プラントの安全性は、現行の規制プロセス、許認可ベースの監視、許認可更新等の制度によって改善されるとしている。また、許可期限(40年)を越えるプラントに対しては、連邦規則10CFR54「運転認可更新要件」により、寿命延長(20年を限度)のための要件を規定している。
仏国	政令63-1228号第5条「安全性再検査」	適合性確認;改造工事を含めて現状設備について設計要件への適合性を確認 安全評価; ( )最新基準との比較 ( )国内外の運転経験の反映 ( )故障シナリオ明確化のためPSAを利用	10年毎
独国	・原子力法第19条(安全レビュー) ・原子力発電所のPSR実施ガイドライン	決定論的安全評価の確認(アクシデントマネジメント策の評価を含む) PSAの実施(必須)	10年毎
英国	敷地許可の標準条件 第15項「定期的レビュー」	原子力施設の現行安全ケースの妥当性の確認(実施した改善等の評価) 最新基準との照合により不適合事項を確認し、プラント安全性強化のため実現可能な改善策の実行(最新知見、運転経験の反映等) 施設の寿命を制限する経年劣化プロセスの特定 次の10年間の運転評価	10年毎
IAEA	NS-R-2(2000)「原子力発電所の安全要件:運転」 NS-G-2.10(2003)「原子力発電所定期安全レビュー」	運転経験及び最新知見を考慮した安全性再評価 安全解析書の妥当性確認(現状分析、解析手法、適用する基準等)。 緊急時計画及びアクシデントマネジメント策の評価。 PSAの補完的使用 上記再評価に基づく必要な対策と実現可能な改善策の実施	10年毎